

令和 3 年 度

上田市財政健全化判断比率等審査意見書

上 田 市 監 査 委 員

4 監 第 69 号
令和4年8月23日

上田市長 土 屋 陽 一 様

上田市監査委員 東 方 久 男
同 池 上 喜 美 子

令和3年度上田市財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算における財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

令和3年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月22日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、上田市監査基準に従い、これらの算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が決算書及び統計数値等に基づき適切に用いられているかなどに主眼をおき審査を行いました。

4 審査の結果

(1) 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位：%)

比率区分	年度					
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
実質赤字比率	—	(11.46)	—	(11.45)	—	(11.43)
連結実質赤字比率	—	(16.46)	—	(16.45)	—	(16.43)
実質公債費比率	5.4	(25.0)	5.3	(25.0)	5.3	(25.0)
将来負担比率	28.9	(350.0)	36.4	(350.0)	23.5	(350.0)

・ () 内は「早期健全化基準」の比率

・ 各健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上になった場合は早期健全化段階となり「財政健全化計画」を定める必要があります。

(2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位：%)

会計(事業)	年度					
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
水道事業会計	—		—		—	
公共下水道事業会計	—		—		—	
農業集落排水事業会計	—	(20.0)	—	(20.0)	—	(20.0)
産婦人科病院事業会計	—		—		—	
真田有線放送電話事業会計	—		—		—	

・ () 内は「経営健全化基準」の比率

※ 実質赤字比率

一般会計等(一般会計、土地取得事業特別会計、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、武石診療所事業特別会計)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

※ 連結実質赤字比率

一般会計等、特別会計、公営企業会計を含めた市の全会計の実質赤字額及び資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率です。

※ 実質公債費比率

公債費(地方債の元利償還金)及び公営企業債に対する繰出金並びに一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率です。

※ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合には、資金不足比率を公表した年度の末日までに「経営健全化計画」を定める必要があります。

5 審査意見

令和3年度決算における各健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回るものとなっています。前年度比率に対し実質公債費比率は同じでしたが、将来負担比率は低下しています。

また、資金不足比率は経営健全化基準に達していません。

引き続き将来負担の状況等に十分留意のうえ、健全性に配慮した財政運営に努めてください。なお、各比率に対する意見は以下のとおりです。

(1) 実質赤字比率

前年度に引き続き黒字（黒字比率5.81%）であり、実質赤字比率は該当しません。

(2) 連結実質赤字比率

前年度に引き続き黒字（黒字比率27.70%）で、連結実質収支は114億円余の黒字となり、連結実質赤字比率は該当しません。

(3) 実質公債費比率

前年度と同じで5.3%でした。なお、単年度で見ると令和3年度は5.147%となっており、前年度よりも約0.2ポイント低下しています。

早期健全化基準の25%を下回っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質公債費比率 (3カ年平均)	5.4	5.3	5.3
当該年度	5.646	5.335	5.147
前年度	5.090	5.646	5.335
前々年度	5.727	5.090	5.646

(4) 将来負担比率

前年度に比べ12.9ポイント低下し、23.5%となりました。これは将来的に負担が見込まれる公営企業債等に対する繰入見込額が減少する一方で、将来負担額に充当可能財源（控除項目）である基金残高が増加したことなどが主な要因です。なお、早期健全化基準の350%を大きく下回っています。

(5) 資金不足比率

いずれの公営企業会計においても資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当しません。

(単位：千円)

	事業規模	資金剰余額
水道事業会計	2,316,013	3,449,589
公共下水道事業会計	2,600,498	3,270,267
農業集落排水事業会計	435,071	1,297,859
産婦人科病院事業会計	269,169	44,579
真田有線放送電話事業会計	37,485	442,016

1 各比率の算定式

○ 令和3年度標準財政規模 411億5,032万4千円

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額

$$\text{実質赤字比率 \%} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等における実質赤字額を標準財政規模で除して算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率 \%} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等に加え、全ての特別会計及び企業会計の実質赤字額を合算し、これを標準財政規模で除して算定されます。
- ・ この場合、法令上（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の企業会計については、同法令等の規定による「資金不足額」を赤字額とみなし算定します。

$$\text{実質公債費比率 \% (3カ年平均)} = \frac{\begin{matrix} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{matrix}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 公債費（元利償還金）等が標準財政規模に比し、どの程度の負担かを表す指標で、一般会計等をベースに算定されます。
- ・ 準元利償還金には、公営企業債の償還財源として一般会計等以外の会計へ繰出等を行ったもの、一部事務組合等の地方債の償還財源として負担等したもの等が含まれます。

$$\text{将来負担比率 \%} = \frac{\begin{matrix} \text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額)} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{matrix}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 実質公債費比率がフローベースの負担を表すのに対し、一般会計等におけるストック（残高）ベースでの財政負担を表す指標として算定されます。
- ・ 将来負担額には主に次の残高等が算定されています。
 - ア 年度末における地方債現在高
 - イ 一般会計等以外の会計の地方債元金償還に充てるための繰出等見込額
 - ウ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - エ 公社及び損失補償をしている第三セクター等の負債のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額は上記アからエまでの償還額等に充てることのできる地方自治法241条の基金

$$\text{資金不足比率} \% = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 「資金の不足額」は、地方公営企業法の適用関係に応じ次のとおり算定されます。
 - 法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 - 法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※ 「解消可能資金不足額」とは、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合控除される一定の額です。

- 「事業の規模」は、地方公営企業法の適用関係に応じ次のとおり算定されます。
 - 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 - 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

2 実質赤字比率の算定基礎

(単位：千円、%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 2,392,757}{41,150,324} \times 100 = \text{「-」} \quad (\text{参考: } \Delta 5.81、\text{黒字のため「-」})$$

※ 実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、算定されない。

一般会計等に係る実質収支額

会計名		実質収支額
一般会計等	一般会計	2,378,014
	土地取得事業特別会計	0
	同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	0
	武石診療所事業特別会計	14,743
合計 (A)		2,392,757

標準財政規模 (B)

区分	金額
標準税収入額等	24,043,686
普通交付税額	14,465,777
臨時財政対策債発行可能額	2,640,861
合計	41,150,324

3 連結実質赤字比率の算定基礎

(単位：千円、%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } A + C}{\text{標準財政規模 } B}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 2,392,757 + \Delta 9,007,420}{41,150,324} \times 100 = \text{「-」}$$

(参考：△27.70、黒字のため「-」)

※ 連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、算定されない。

一般会計等以外の特別会計及び公営事業会計に係る実質収支額及び資金不足・剰余額

会計名		実質収支額、資金不足・剰余額
特別会計	国民健康保険事業特別会計	208,609
	後期高齢者医療事業特別会計	66,048
	介護保険事業特別会計	228,445
	駐車場事業特別会計	8
法適用企業	水道事業会計	3,449,589
	公共下水道事業会計	3,270,267
	農業集落排水事業会計	1,297,859
	産婦人科病院事業会計	44,579
	真田有線放送電話事業会計	442,016
合計 (C)		9,007,420

4 実質公債費比率の算定基礎

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } D + \text{準元利償還金 } E) \\ - \text{(特定財源 } F + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } G) \end{array}}{\text{標準財政規模 } B - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } G)}$$

$$\text{実質公債費比率 (令和3年度)} = \frac{(6,796,051 + 3,727,358) - (1,182,121 + 7,615,168)}{41,150,324 - (7,615,168)} \times 100 = 5.14719$$

※ 実質公債費比率は、過去3カ年の平均

$$\text{3カ年平均} = \left(\begin{array}{l} \text{(令和元年度)} \\ 5.64638 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(令和2年度)} \\ 5.33459 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(令和3年度)} \\ 5.14719 \end{array} \right) \div 3 = \begin{array}{l} \text{(実質公債費比率)} \\ 5.3 \end{array}$$

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方債の元利償還金 (繰上償還額等を除く) (D)	7,304,673	7,050,925	6,796,051
準元利償還金 (E)	3,813,375	3,745,280	3,727,358
特定財源 (F)	1,181,369	1,171,599	1,182,121
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (G)	8,150,039	7,886,828	7,615,168

5 将来負担比率の算定基礎

(単位:千円、%)

将来負担額 H－(充当可能基金額 I＋特定財源見込額 J＋地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額 K)
 将来負担比率＝ $\frac{\text{将来負担額 H}}{\text{標準財政規模 B－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 G)}}$

将来負担比率＝ $\frac{105,575,027－(22,743,409＋1,727,408＋73,191,042)}{41,150,324－(7,615,168)} \times 100 = 23.5$

将来負担額 (H)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地方債現在高	62,355,670	67,061,075	66,623,907
債務負担行為に基づく支出予定額	472,332	439,412	414,386
先行取得土地の買い戻しに係るもの	445,366	421,270	403,294
その他準ずるもの	26,966	18,142	11,092
公営企業債等繰入見込額	31,276,632	28,808,746	26,257,131
一部事務組合負担等見込額	1,758,577	1,648,772	1,432,207
退職手当負担見込額	9,376,933	9,329,809	9,163,791
設立法人負債額等負担見込額	1,707,188	1,655,972	1,683,605
土地開発公社※	1,707,188	1,655,972	1,683,605
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合 計	106,947,332	108,943,786	105,575,027

※ 上田市土地開発公社については、将来負担額の全額を負担見込額として算定しています。

充当可能財源等

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
充当可能基金 (I)	20,327,732	19,754,511	22,743,409
財政調整基金	3,909,204	3,609,204	4,073,814
減債基金	4,759,314	4,759,539	5,484,230
上田市地域振興事業基金	862,781	861,026	850,811
ふるさと上田応援基金	1,331,546	1,523,545	1,662,765
上田市職員退職手当基金	402,582	402,582	402,582
上田市公共施設整備基金	2,952,592	2,255,634	2,643,000
交流文化芸術センター及び美術館事業基金	671,020	678,070	691,924
上田市社会福祉基金	1,419,871	1,419,971	1,419,971
ふるさと・水と土保全基金	20,136	20,136	20,136
点訳奉仕活動等石井基金	40,998	41,033	41,033
中心商店街活性化及び再開発基金	128,473	125,356	123,089
池波文学ふるさと基金	12,510	12,485	12,618
商工業振興基金	859	859	859
上田市観光振興基金	116,046	114,568	114,568
森林環境譲与税基金	21,349	53,159	96,132
上田市奨学基金	113,632	110,542	108,622
小・中学校図書館整備基金	10,000	10,000	10,000
青少年健全育成基金	21,796	21,796	21,796
スポーツ振興基金	51,843	51,843	51,843
丸子温泉郷施設整備基金	64,382	58,627	66,684
倉橋青年育成基金	11,105	11,105	11,105
田島文化振興基金	28,081	28,081	26,376
シナノケンシ国際交流基金	9,856	9,856	9,856
農業生産安定対策基金	14,229	13,936	13,756
同和地区住宅新築資金等基金	130,026	140,728	0
武石診療所事業基金	40,454	44,410	50,883
上田市国民健康保険事業基金	1,182,074	1,182,148	1,582,235
上田市介護保険基金	646,784	796,784	1,536,784
上田市土地開発基金	1,268,251	1,309,914	1,517,964
上田市文化振興基金	24,239	23,942	23,942
堀内猪之助奨学基金	61,699	63,632	74,031

(充当可能財源等 続き)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
充当可能特定財源 (J)	2,028,165	1,797,645	1,727,408
都市計画税	1,671,870	1,505,709	1,478,543
公営住宅使用料	356,295	291,936	248,865
基準財政需要額算入見込額 (K)	75,438,295	75,515,994	73,191,042
合 計	97,794,192	97,068,150	97,661,859

6 資金不足比率の算定基礎

(単位:千円、%)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 } C}{\text{事業の規模 } L}$$

【水道事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 3,449,589}{2,316,013} \times 100 = \text{「-」 (参考: } \Delta 148.9、\text{ 資金剰余 (黒字) のため「-」)}$$

【公共下水道事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 3,270,267}{2,600,498} \times 100 = \text{「-」 (参考: } \Delta 125.8、\text{ 資金剰余 (黒字) のため「-」)}$$

【農業集落排水事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 1,297,859}{435,071} \times 100 = \text{「-」 (参考: } \Delta 298.3、\text{ 資金剰余 (黒字) のため「-」)}$$

【産婦人科病院事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 44,579}{269,169} \times 100 = \text{「-」 (参考: } \Delta 16.6、\text{ 資金剰余 (黒字) のため「-」)}$$

【真田有線放送電話事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 442,016}{37,485} \times 100 = \text{「-」 (参考: } \Delta 1,179.2、\text{ 資金剰余 (黒字) のため「-」)}$$

※ 上記5事業会計の資金不足比率は、各会計とも資金不足が生じていないため、算定されない。

事業の規模

	会計名	金額 (L)
法適用企業	水道事業会計	2,316,013
	公共下水道事業会計	2,600,498
	農業集落排水事業会計	435,071
	産婦人科病院事業会計	269,169
	真田有線放送電話事業会計	37,485

財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

会計区分		対象範囲						
普通会計 (一般会計等)	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率			
	特別会計					土地取得事業特別会計		
						同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計		
						武石診療所事業特別会計		
	特別会計					国民健康保険事業特別会計		
						後期高齢者医療事業特別会計		
						介護保険事業特別会計		
						駐車場事業特別会計		
	公営事業会計					公営企業会計	企業特別会計	水道事業会計
								公共下水道事業会計
農業集落排水事業会計								
産婦人科病院事業会計								
真田有線放送電話事業会計								
一部事務組合 ・ 広域連合	上田地域広域連合 (4会計)							
	依田窪医療福祉事務組合 (5会計)							
	青木村及び上田市共有財産組合							
	上田市長和町中学校組合							
	長野県後期高齢者医療広域連合 (2会計)							
	長野県市町村自治振興組合							
	長野県民交通災害共済組合							
	長野県地方税滞納整理機構							
地方公社 ・ 第三セクター等	上田市土地開発公社 ※							
	一般財団法人上田市スポーツ協会							
	一般財団法人上田市地域振興事業団							
	丸子温泉開発株式会社							
	公立大学法人長野大学							

※地方公社・第三セクター等のうち、将来負担比率の対象となるのは上田市土地開発公社のみです。